

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正(案)について

1 賦課限度額の改正(諮問事項)

賦課限度額とは、納税義務者(世帯主)に課税される年間の上限額のことです。

本市は、平成29年度以降、国基準と同額としていることから、国の改正に合わせるため、同様の改正を行うものです。

(参考) 被保険者数:7,718人 世帯数:5,459世帯
(令和7年3月31日現在)

(1) 賦課限度額の改正案

区 分	改正前 (国基準額)	改正後 (国基準額)	影響額
基礎課税額(医療分)	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	24万円	26万円	+2万円
介護納付金課税額(介護分)	17万円	17万円	0円
合 計	106万円	109万円	+3万円

(2) 改正による影響(令和7年3月31日現在)

区 分	対象世帯数	賦課限度額超過世帯数・超過額※(下段)		影響等
		改正前	改正後	
医療分 (0歳~74歳)	5,459世帯	111世帯	104世帯	7世帯
		53,333千円	52,251千円	+1,082千円
支援分 (0歳~74歳)	5,459世帯	122世帯	97世帯	25世帯
		22,182千円	19,999千円	+2,183千円
介護分 (40歳~64歳)	2,353世帯	75世帯	75世帯	なし
		10,907千円	10,907千円	

※令和6年度賦課状況より試算。医療分の限度額超過世帯111世帯のうち改正後の限度額超過世帯数は104世帯、支援分の限度額超過世帯122世帯のうち改正後の限度額超過世帯数は97世帯。改正により限度額未達となる世帯(医療分7世帯、支援分25世帯)についても3万円未満の負担増となります。

(3) 超過世帯に該当する世帯の例

(ア) 1人世帯の場合(40歳以上1人)

区 分	賦課限度額に到達する所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
医療分	8,532(10,482)	8,667(10,617)	+135
支援分	8,062(10,012)	8,751(10,701)	+689
介護分	6,810(8,760)	6,810(8,760)	0

(イ) 3人世帯の場合(40歳以上夫婦、子ども1人※就学)

区 分	賦課限度額に到達する所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
医療分	7,721(9,671)	7,856(9,806)	+135
支援分	7,303(9,253)	7,993(9,943)	+690
介護分	5,893(7,770)	5,893(7,770)	0

2 軽減措置の拡充について(諮問事項)

軽減措置とは、所得に応じて、国民健康保険税の均等割(1人当たり)及び平等割(1世帯当たり)を一定割合(7割・5割・2割)軽減する制度です。

(1)軽減措置の改正案

軽減種別	改正	所得基準額(世帯主及び国保加入者の合計所得)
7割軽減	改正なし	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	改正前	43万円+29.5万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	改正後	43万円 + <u>30.5万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	改正前	43万円 +54.5万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	改正後	43万円 + <u>56万円</u> ×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「10万円×(給与所得者等の数-1)」は、給与所得者等の数が2人以上の場合のみ計算対象となります。

(2)改正による影響(令和7年3月31日現在)

軽減種別	軽減世帯数(世帯)			軽減額(千円)		
	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
7割軽減	1,471	1,471	0	91,693	91,693	0
5割軽減	643	671	+28	31,828	33,511	+1,683
2割軽減	604	603	-1	12,473	12,446	-27
合計	2,718	2,745	+27	135,994	137,650	+1,656

※全世界帯(5,459世帯)のうち、軽減世帯の割合 49.8%→50.3%

(3)軽減世帯に該当する世帯の例

(ア) 1人世帯の場合

軽減種別	軽減対象となる所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430(980)	430(980)	0
5割軽減	725(1,275)	735(1,285)	+10
2割軽減	975(1,525)	990(1,540)	+15

(イ) 3人世帯(給与所得者等が1人)の場合

軽減種別	軽減対象となる所得額(給与収入額)(千円)		
	改正前	改正後	増減
7割軽減	430(980)	430(980)	0
5割軽減	1,315(1,995)	1,345(2,035)	+30
2割軽減	2,065(3,067)	2,110(3,131)	+45